

# 令和5年度第2回沖縄県障害者施策推進協議会 議事録

## 1 日時・場所

日時 令和6年2月5日(月) 10:00~12:00

場所 沖縄県庁5階第1・2会議室

## 2 出席者

### ■委員

所属	氏名	出席
NPO法人沖縄市障がい者福祉協会ピアサポーター	高良 美佐代	×
沖縄聴覚障害者協会女性部長	神田 朋子	○
全国心臓病の子どもを守る会沖縄県支部支部長	宮里 敏夫	○
沖縄県社会福祉協議会事務局長	高良 正樹	○
沖縄県身体障害者福祉協会常務理事	仲本 潔	○
沖縄県手をつなぐ育成会理事	津山 順子	○
沖縄県精神保健福祉会連合会理事	島袋 照美	○
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター(県立八重山病院)医師	松岡 孝	×
沖縄大学教授	島村 聡	○
北部地区障害者就業・生活支援センター長	中村 淳子	○
浦添市障がい福祉課長	粟國 綱志	○
北中城村福祉課長	喜納 啓二	○
沖縄労働局職業安定部長	高崎 美奈子	×

委員13名中10名出席

## 3 次第

1. 議題① 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る成果目標値(暫定)等について
2. 議題② 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について
3. 質疑応答
4. 閉会

## 4 会議資料

- (1) 会次第
- (2) 委員名簿
- (3) 議事資料

資料1・・・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標等について(県成果目標)

資料2・・・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標等について(市町村成果目標)

資料3・・・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標等について(活動指標等)

資料4・・・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)

資料5・・・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(概要)

## 5 議事内容

### 1. 議題① 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る成果目標値(暫定)等について

### 2. 議題② 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について

### 3. 質疑応答

司会:本日はご多忙のところご出席いただきありがとうございます。協議会の開催に先立ち、配布資料をご確認ください。

会次第に沿って会議を進めさせていただきます。それでは、議題①について島村会長お願いいたします。

島村会長:ハイサイ、よろしく願いいたします。昨日、社会福祉士の国家試験でした。問題を見てみると簡単で、この3年間の傾向ではありますが、とりわけ今年は簡単であったように思います。学生からの自己採点を見ても、かなりアップしています。厚労省や試験センターが合格のラインを決めますが、例年並みであればかなり合格者が増えるだろうと思っています。早速、議事に入りたいと思います。事務局より出席確認をお願いします。

事務局:委員の出席をご報告いたします。委員定数13名のうち、高良委員、松岡委員、高崎委員以外の10名が出席であり、条例第7条第2項の規定に基づく協議会の定数を満たしています。

会議の公開について、非公開とするケースを除いて原則として公開することとしています。公開の方向としては、傍聴を希望する方に傍聴を認めること、あらかじめ定める定義の範囲内で傍聴を可能とすることとされています。本協議会は原則公開と設定しております。傍聴定員は5名としています。本日、傍聴希望者はいない状況です。

島村会長:撮影等も無いため、会議を進めていきます。配布資料について、事務局から事前配布がありましたが、1時間弱資料説明を行っていただき、その後、委員の皆様からご意見を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局:次第の順序が前後しますが、議題①、議題②について資料4計画素案、資料5計画素案の概要をメインにご説明し、その後、質疑応答としたいと思います。資料1～3については、資料4の素案に記載されている県の成果目標を抜粋したものが資料1、資料2は市町村成果目標の

抜粋、資料3は活動指標等となっております。素案を見ながら確認して頂ければと思います。  
まずは、資料5についてご説明いたします。  
資料5について読み上げのため省略。

島村会長: それでは、質疑応答に入ります。ご意見、ご質問等をよろしくお願ひいたします。

神田委員: 資料5の⑩ページの「8. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」について。支援体制について、1月1日に能登半島地震が発生しましたが、聴覚障害者が被災した際に隣近所とのコミュニティが無かったため情報が足りなかったという意見がありました。災害に対応するための配慮や情報の保障、支援体制についても含めた訓練も計画書に盛り込んでいただけたら嬉しいです。年に2-3回は避難訓練防災訓練があれば安心して暮らせると。「8. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に災害時の支援について盛り込むことができないでしょうか。手話というのは命に係わる大事なものなので、是非入れていただければと思います。

事務局: 手話の話がありましたが、障害福祉課において手話推進計画の策定に向けて取り組んでいるところです。災害時の支援についても、市町村連絡会議での意見交換などについて手話推進計画に盛り込んでいます。障害をお持ちの方が地域との連携を含めて災害時に適切な対応ができるように進めていきたいと考えております。

島村会長: 施策推進という側面から見れば、全体のなかで災害対応をどこに位置付けるか考える必要があると思います。能登半島地震では福祉避難所が破壊されている問題に直面したため、手話利用者の方だけでなく、障がい者の方全般に関わるので慎重に取り扱っていただき、本計画のどこに位置付けるか検討頂きたいと思ひます。

栗国委員: 資料4 P17 にグループホームの充実の記載があり、P20 にはグループホームの整備が記載されています。浦添市の場合、市営住宅建替時におけるグループホームの生活支援施設の配置検討、県営住宅建替時において、併設施設に関する照会があった場合にはグループホームの確保を要請していくとしています。県としても県営住宅の建替時において、生活支援施設の配置検討を明記すべきではないかと思ひます。具体的な内容を盛り込んで頂きたいです。

P72 「3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築」について、県の取り組みとしては市町村への支援が主となっているかと思ひます。浦添市でも、「ピアラルうらそえ」という基幹相談支援センター・児童発達支援センター・親子通園型発達教室・発達相談クリニックが併設された複合施設があり、保育・学校等とも連携し、早期発見、成長支援体制の確立をめざしており、徐々に連携会議を通して支援体制が整えられつつあります。しかしながら、中学校卒業後、県立高校入学以降の情報が市町村において途切れてしまい、高校卒

業後、市町村とのつながりがなく、ひきこもりになってしまっても市町村が把握できない状況です。県としては、高校卒業時の就労支援や就職や大学進学していない子ども達を市町村へつなげられるような対策があれば教えていただきたいです。

P94 「5 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会参加等の促進」について、沖縄県では障害者優先スポーツ施設は浦添市にしかありません。「サン・アビリティーズうらそえ」は、昭和 61 年に開所し、当時労働省の外郭団体である雇用促進事業団が建設しています。県が委託先、浦添市が再委託先、浦添市社会福祉協議会が再々委託先として運営していました。平成 15 年度に浦添市所有となり、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されて以降、一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会が管理を行っています。2018(平成30)年に県が行ったアンケート調査によると、回答した当事者団体の約8割が障害者優先施設の整備を求めているとされています。当時、障害者優先施設を都道府県・中核市・政令指定都市が運営していないのは、沖縄県・山形県・茨城県の3県となっています。沖縄県は、今後新たな施設の整備を進めると回答していますが、現在建設に至っていない状況です。

浦添市所有になる前の平成 14 年度の年間利用者数は 68,210 人、そのうち障害者は 38,513 人。令和元年度の年間利用者数は 36,716 人、そのうち障害者は 17,826 人。令和4年度の年間利用者数は 28,612 名、そのうち障害者は 12,695 人。施設の老朽化が進む中で利用者が減ってきていることから、新たな施設の建設が必要と考えます。今後は、身体障害者だけでなく知的や発達障害者の方も利用できるeスポーツも含めた障害者優先施設が必要と考えますが、県としてのご意見をぜひお知らせいただきたいと思えます。

事務局：グループホームのサービス見込については、利用見込みとして把握していますが、県営住宅との連携については方針を入れ込んでいないため、どのように盛り込めるか事務局での検討事項としたいです。

事務局：障害児支援のきめ細かな支援について。卒業後の情報が行き届いていない課題があるという声は聞こえているところです。県では障害者自立支援協議会の療育教育部会、各圏域自立支援連絡会議、県の特別支援教育関係会議等で様々な意見や情報を共有しているところです。卒業後に支援から漏れる方については、最近増えているのが普通高校の発達障害の方の情報が拾われていない事例があると伺っています。そういった方たちの情報についても、高校卒業時には教育関係の部局と連携し、学校からの情報共有をいただきながら、どういう形で支援できるかについて関係課と連携していきたいと考えています。

事務局：素案 P94 の「5 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会参加等の促進」について、令和6年度に文化芸術活動の支援センターを設置する予定です。平成 24 年度頃に県議会から陳情を受けた社会スポーツをメインとした社会参加施設ですが、委託事業での調査、団体等との意見交換を踏まえ、検討を進めてきたところです。

団体から寄せられる意見としては、多種多様な機能をもっている施設の要望が多く、それらを一から新設するとなると土地の確保や施設規模が大きいことから、少し期間を要するものと見込んでいます。障害者の方から地域で活動したいというご意見もあるため、新規の施設建設だけでなく既存施設の活用も踏まえた検討を進めていきたいと考えています。

島村会長：県営住宅については、目的外利用となりますが、障害者のためのグループホームとして活用するなど、各市でも取り組みが進んでいる状況です。那覇市、名護市が行っており、うるま市も今後検討することとなっています。浦添市では、次期計画に具体的な市営住宅名まで入れた計画づくりを進めているので、県営住宅についても進めてほしいと思います。

障がい児支援については、気になる子どもとして捉えると要望度の高い問題であると思います。ひきこもり、非行など子ども全体として捉える必要があります。先進地として大阪府の美濃市では府に連携を取ってほしいと要望しているようです。高校が情報を市町村や地域に返すことが必要と思います。

スポーツ施設については、本腰入れないといけないう時期にきていると思っているため、是非進めてほしいと思います。

高良委員：様々なサービスが整備されてきていますが、従事する職員の確保が課題となっています。現場の方との会議のなかでもなり手がいない課題があげられています。福祉系専門学校においても、入学者数が減ってきています。サービスを支える従事者の方々の確保についても検討いただきたいと思います。特に離島地域においては、危機感をもっているところです。

次に、ヤングケアラーの問題について。昨年、県でも新聞等で取り上げられていますが、家族全体で必要な支援を見ていかないと子どもへの支援が埋もれてしまうため、ヤングケアラーについてもぜひ1文取り上げていただけたら嬉しいです。

事務局：人材不足に対する県の対応策について、居宅介護事業（ホームヘルプ）の事業所において従業者の方が減ってきている状況です。コロナ禍の影響もあり、ヘルパーさんが来なくなった事業所がありました。行政としては指定要件を満たさない事業所においては、事業所の休止・廃止をお願いせざるを得ない状況です。事業所としては募集しても集まらない、集まっても休職が多く苦勞されている状況です。県から県社協の取り組みを案内し、活用されましたが結果、休止にいたってしまいました。新聞広告等で情報を得られるものもありますが、県社協の行っている事業については知られていなかったため、事業所に対し情報提供や関係機関の紹介等を今後も続けていきたいと思っています。即効性のある施策が無いなかで、労働関係部局や各種団体等と連携しながら官民連携して、点と点をつなげられる行政の役割を果たしていきたいと思っています。

事務局：ヤングケアラーについては、児童福祉のところで、青少年・子ども家庭課において実態調査等の各種事業を行い、計画的に支援策を実施しているところです。在宅障害者のご家族に

対象者がいらっしゃる場合等もありますが、どのように本計画に掲載できるか事務局で検討していきたいと思います。

島村会長:人材不足については、給料が安いなどのミスマッチが散見されています。先日、相談支援事業所のための研修を組みましたが、管理者の方に、人材がなぜやめてしまうかについてもっと注力しなければならないとお伝えしました。その方のキャリア等を見極めて育成していく必要があります。また、経営するにあたって、加算などの制度があっても経営者が余裕がなく加算をとることができない状況も出ています。この矛盾を解決するため、管理者向けの丁寧な研修会等が必要と考えています。

ヤングケアラーについては、県のSDGs委員会において、ヤングケアラーを指標にしてはいかがかと提案したところですが。ヤングケアラーは毎年調査していくべき項目と考えており、福祉だけでは解決できない問題と思っています。

宮里委員:資料4 素案の P66～67、一般就労移行支援及び施設の支援事業について。就労支援の指数のなかに、心臓病など内部障害者、難病の方、小児がんや腎臓など、そういった方が治療と並行して自立し社会復帰するための、自立訓練を充実させる必要があります。IT やデザイン系など、学びたい・高めたい、仕事に就きたいときに、体調が日々変わるため、医師の配置など、配置までいかなくとも伴走型支援などの支援体制を整えたいうえで訓練を行うことで、多くの方が自立に向けて前進できると思っています。東京都など他県では事例がみられるため、参考にしていきたいです。

事務局:障害福祉サービスの指定を受ける場合、事業所は協力医療機関を提出することになっています。障害者の方によって特性が異なるため、内部障害をお持ちの方は主治医の方と連携しつつ、施設としては協力医療機関があります。医療との連携を強化した場合には医療連携加算も取れるようになっていますので、制度としては整備している状況です。

島村会長:内部障害の方が今の就労移行支援制度を利用しやすいのかということ、そうはいっていないのではと思います。内部障害であると、医療的ケアが無いと不安ですし、通うにあたっての配慮も必要となってきます。清瀬園(内部障害者更生園)のような総合支援ができる施設は沖縄県内には無いが、配慮ができるよう検討の余地はあると思うので、働きかけをお願いしたいです。

宮里委員:内部障害者の施設までとはいかなくとも、カテゴリーを分けたなかで支援をできればお願いしたいです。障害の特性にあったサービスで、移行につなげていただきたいです。

仲本委員:資料4 素案 P23「○指定障害福祉サービス等に従事する職員等の確保や質の向上」とあり、P25「オ その他、相談支援を行う事業所については、障害者等からの相談内容に応

じて、ピアサポートの活用も含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います」と記載されています。令和4年度から障害者サポーター養成講座の基礎研修、専門研修を行っているため、研修一覧の表の中に入れて方がいいのではないかと思います。

資料4 素案 P7 では沖縄県の人口もわずかながら減少傾向であるのに対し、P69 では日中活動系サービスの見込み量は増えています。人口減に対し障害者は増えてくとも見えるため、サービス見込量の考え方について、お聞きしたいです。

事務局：ピアサポート養成研修について、P24 の表に追加したいと思います。

事務局：サービスの見込み量については、それぞれの市町村からの数値を積み上げた数字となっており、市町村の地域の実情に応じて見込量を算出いただいているところです。V章の圏域ごとの表に説明書き等を入れていくなどの検討をしたいと思います。

島村会長：日中活動系サービスの利用者が増えている要因のひとつとして、B型事業所が増加していることがあげられます。それらの状況を記載すると、意味が分かりやすいかと思います。

津山委員：資料2の P2。市町村の成果目標の強度行動障害者への支援体制の整備について、令和8年度に○がついている市町村が多いと思います。県内では必要とされている支援ですが、後回しにされているように感じました。もっと早い時期に設置したり、整備したりできるような形で県から市町村へサポートを進めていけないでしょうか。

資料2の P8。基幹相談支援センターの設置について、例えば浦添市さんなど令和6年、令和7年、令和8年すべてに○がついている市町村があります。

栗国委員：浦添市は基幹相談支援センターについて設置済みです。

津山委員：記入の仕方がそれぞれの受け取り方で○のつけ方に整合が図られていないと思います。表記について、精査していただきたいと思います。

事務局：資料2の P2 の強度行動障害については、市町村でもどのように動いていいかわからず、令和8年度に○が多くついているものと思われます。基幹相談支援センターについてもうまくいっているところ、いっていないところがあるので、好事例課題の共有を県主体で行っているところです。強度行動障害についても、同様に情報共有等を進めていきたいと思います。

事務局：資料2の P8 の市町村星取表について、市町村によって整合が図られていないため、市町村ヒアリング実施した際の資料を精査して表を整理したいと思います。

津山委員：データの収集方法はどのように実施しましたか。

事務局：データの収集の仕方としては、令和5年6月～7月に各市町村へ調査票を送り、提出頂いたものです。調査票をそのまま掲載しているところもあったため、内容を精査したいと思います。

島袋委員：住まいについて。入居の申し込みがあつて、障害者枠がありますが、障害者が優先されるわけではなく、枠内で抽選が行われると聞いています。申し込みをしても、障害者枠の中で抽選になると、重要性が高く身寄りが無いのに抽選に漏れるという話も聞くため、県営住宅なり市町村営住宅なり、枠を設けなければならないのだとしたら、障害者枠についてきめ細かに配慮していただければありがたいです。

精神障害者の家族当事者として、若い方は計画相談員さんにつながっていますが、40代の当事者の親が80代になると、なかなか相談員さんにつなげることが難しい状況にあると思います。家族等の高齢化、グループホームをはじめとする居住の場所の不足、市町村等との連携が課題となっています。私の住んでいる沖縄市では相談支援事業所との連携はできますが、退院の際、地域の相談支援員を交えて退院会議をお願いしても実行されたことがないです。他の病院の話聞いても退院管理がされていない状況です。医療側のケースワーカーさんを通じて伝えているつもりでも、結局は退院をしてから自分で地域の相談支援事業所に行かなければならないです。80代の高齢の親が、相談支援事業所に出向いて通える事業所を探していくのは、難しいです。障害者それぞれに配慮の仕方が違うため、高齢者の親のところの当事者が重度になると、地域に戻っても受け入れるところがない状況です。

また、事業所も民間委託が多く、就労している人も委託なので、委託が切れると働いている身分まで打ち切られるため、仕事が非常に不安定です。安定的な立場で働ける仕事であれば、定着も進むと思います。重度の方の生活を整えられる施設を公的にぜひ作っていただきたいです。精神障害者の当事者は、思春期から発病が多く、一般に経験をする学生・社会人を経験せずに40代50代となり、いつも妄想と幻聴にとらわれて生活をしながら親も80代を迎えています。すぐ就労ではなく、生活基盤を整えられるような丁寧なサポート制度が必要です。病院にある生活訓練は2年、3年で断られて退院、また次の病院でも断られて退院など、何年以内に次にステップアップを求めるのではなく、長い目で見て施設のなかで生活基盤を整えられる施設があってもいいのではないかと思います。

事務局：障害をお持ちの方の地域移行について。地域での支援体制強化というのが国全体の流れとなっていて、障害の程度によって変わりますが、自立支援協議会の住まい部会において、1市町村1事例報告ということで良い事例や課題等をあげて、各市町村で共有することで、地域での支援強化を促しているところです。障害をお持ちの方の高齢化も課題になっており、関係機関が連携して家族支援も引き続き行っていきたいです。

島村会長：委託の働き方は不安定というご意見がありました。委託業者は、行政の仕事をほぼコ



ピーした状態で基幹相談支援センターを運営する必要がありますが、コピーできているところは限られています。基幹相談支援センターをしっかりと運営するところからが重要で、医療だけに頼らない場づくりをする必要があります、生活訓練に近いものを市町村ごとに整備されるよう目指す必要があると考えます。

中村委員：自立支援協議会のなかで、就労部会も含めて、医療的ケアが必要な方を受け入れる事業所が無いことが問題となっています。県内でも B 型事業所が増えて、A 型事業所も増えているので就労の数としては伸びてきていますが、サービスの内容をカテゴリー別に分けた時に、どういった方たちが利用できているのか、市町村からアンケートを行っているかを確認したいです。

資料4 素案 P72 にも医療的ケアに関する文章があります。医療的ケア＝在宅というイメージがありますが、医療的ケアが必要な方の就労支援をぜひ明記していただきたいです。

高校生の発達障害について、福祉に繋がっていない方たちが福祉事業所を利用されているかという利用されていないです。利用したいメニューが無いと思われます。福祉事業所を指定するなかで、サービスの質の向上の一環としてプログラムやサービスの中身まで把握する必要があります。県の職業能力開発校が行っているプログラムも、対象カテゴリーを広げていただいて、発達障害者や精神障害者が通いやすく訓練を受けられる場をつくっていただきたいです。

事務局：就労関係の市町村アンケートの実施については、県では就労支援ワーキングを令和4年度から実施しており、そのなかで市町村ごとの課題を集約できているところもあれば、ないところもあり、市町村によって差がある状況です。県は各市町村に対して協議の場を設けているか、効果があるかどうか等のアンケート調査を実施しているところです。集約して共有することで、各市町村の取り組みを促していきたいと思っています。

医療的ケアを必要とする方の就労支援について、在宅だけではなく、ケアの種類も様々であるため、就労支援を含めて社会参加や社会での支援について、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいです。

島村会長：放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児を受け入れることが大変であり、看護師の配置が難しいようです。ある事業所では看護師を5人配置して、B 型事業所をつくる動きも出てきています。こうした事業者の後押しが出来るとういと思っています。

喜納委員：資料4 素案 P20「統合失調症治療薬の更なる使用率向上を目指します。」とありますが、福祉計画なので「治療薬の使用によって地域移行を促進します」といった文章表現の方が良いと感じます。

P94「3 成年後見制度の利用促進」において、「県関係部局と連携し」とありますが、県において成年後見制度の協議会が行われているので、ぜひ協議会についても明記して頂きたいです。

P94「4 意思決定支援の促進」の「意思決定支援ガイドライン」「現場職員のための意思決定支援対応例」については、県で活用されているのか確認していただきたいです。

ヤングケアラーについて、P23の14行目に「障害者等やその家族の社会的孤立」の記載があるため、そのあたりで取り上げていいのではないかと思うため、検討をお願いします。

災害について、先週、国から福祉避難所についてのヒアリングを受けました。避難先として特別支援学校の活用をという声あげられています。避難所の運営は市町村が所掌となりますが、特別支援学校は県所掌であるため、今後連携していけたらと思います。

事務局：ご指摘の内容について事務局で検討し、素案に盛り込めるかどうか検討していきたいと思えます。

島村会長：その他の追加ご意見について、後日メール等で送ってもよろしいでしょうか。

事務局：会議後にパブリックコメントを実施する予定です。意見書と一緒に計画案を送付しますので、ぜひご意見をいただけたら嬉しいです。3月末までに意見を集約し最終案としたいと思います。

島村会長：皆様の貴重なご意見を計画に反映していただき、計画策定にむけて進めて頂きたいと思えます。皆様、おつかれさまでした。

以上